

議会運営委員会協議事項

令和6年11月26日（火）

午前10時

会場：取手市議会議事堂大会議室

1. 令和6年第4回定例会について

①会期日程について

②一般質問について

③議案の付託について

④請願の取扱いについて

⑤初日の議事日程について

⑥その他

2. その他

①例規の改正関係について

②政務活動費について

③その他

令和6年第4回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	12月2日	月	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（染谷・鈴木・山野井議員）
2	12月3日	火	本会議	午前10時	一般質問（石井・久保田・海東・入江・古谷・関川議員）
3	12月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（根岸・佐藤・小堤・加増・遠山・落合議員）
4	12月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（岡口・長塚・本田・杉山・細谷・佐野議員）
5	12月6日	金	本会議	午前10時	議案質疑・付託
6	12月7日	土	休 会		
7	12月8日	日	休 会		
8	12月9日	月	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	12月10日	火	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	12月11日	水	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月12日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	12月13日	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	12月14日 ～ 12月24日		休 会		議事整理日
24	12月25日	水	本会議	午前10時	議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決・閉会

一般質問発言順序決定表

令和6年第4回定例会

一般質問1日目 12月2日(月) 議案上程後予定		一般質問2日目 12月3日(火) 10時開議予定		一般質問3日目 12月4日(水) 10時開議予定		一般質問4日目 12月5日(木) 10時開議予定	
質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者
1	染谷	1	石井	1	根岸	1	岡口
2	鈴木	2	久保田	2	佐藤	2	長塚
3	山野井	3	海東	3	小堤	3	本田
		4	入江	4	加増	4	杉山
		5	古谷	5	遠山	5	細谷
		6	関川	6	落合	6	佐野
		7		7		7	

一般質問発言通告事項一覧表

12月2日(月)

令和6年第4回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	染谷和博 議員	公共交通機関について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の考え方 2 公共交通の運転手の移住支援 3 デマンドタクシー導入 4 ライドシェア導入 5 マイカー乗り合い公共交通サービス導入 6 有償移送サービスの今後 7 福祉施設車両での移動支援 8 住民主導の移送支援 	市長
		学校以外の多様な学びの場の充実について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市のフリースクールの現状 2 保護者の経済的負担 3 フリースクール利用助成 	教育長
		スポハラについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 部活動等でのスポハラの現状 2 スポハラ防止の取組 3 声を上げやすい環境整備 	教育長
2	鈴木三男 議員	空き家について	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家、管理不全空家、特定空家の件数 2 適切な管理がなされていない空き家について、市はどのような対応をしているのか 3 相続人が相続放棄したりして、相続人不存在の空き家 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相続放棄された空き家、相続人がいない空き家に対して、市はどのような対応を取っているのか (2) 相続人不存在の空き家に対する固定資産税の課税 (3) 相続人不存在の空き家に対して、固定資産税の債権を持つ市として、裁判所に債権を取り立てる申立てをする考えはないか 	市長
		避難所運営について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の令和5年・令和6年の避難所開設状況 2 大規模災害において、広範囲に避難所を開設した場合の避難所運営委員会の設置 	市長

3	山野井 隆 議 員	令和7年度予算編成方針について	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の財政状況について、見解を求める 2 過年度の総括と今後の方針 3 枠配分における限度額の意味決定 4 103万円の壁引上げに伴う、市の減収に関する試算と対応 5 予算・決算審査特別委員会が行った総括質疑の内容が反映されるかを注視する 	市 長
		防犯対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1 闇バイトによる強盗事件は、対岸の火事とは言えない。対策を強化すべきと考える 2 防犯対策に係る経費の助成 	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	石井めぐみ 議員	自転車に関する道路 交通法の改正について	1 自転車の交通ルール周知 2 ながら運転 3 酒気帯び運転 4 小中学校での講習の導入 5 ヘルメットの助成	市長 教育長
		藤代庁舎の水と緑と 祭りの広場について	1 改修工事の提案 2 今後の活用	市長
		市の魅力発信動画に ついて	1 10年前、社会現象となった「恋するフォー チュンクッキー」の動画作成をしたが、新た に新市長となったことを踏まえて、動画作成 の提案	市長
		防災について	1 おもちゃで防災の提案	市長
5	久保田真澄 議員	妊婦健診について	1 妊婦健診の利用状況 2 妊婦健診が14回を超えた場合の追加助成	市長
		認知症対策について	1 市において、認知症の方の状況の把握 2 認知症に対する市の取組 3 ユマニチュード(認知症のケア技法)の導 入(市民講座の実施など)	市長
		ラーケーション制度 について	1 申請件数(小中学校別) 2 利用した生徒、保護者の声 3 効果と課題	教育長
6	海東一弘 議員	防犯対策の推進につ いて	1 防犯施策・事業への市の理念 2 他機関等との連携と犯罪等の状況把握 3 犯罪等を想定した訓練等の市内実施状況 4 防犯対策への指導・支援 5 地域等の防犯中核人材の育成 6 防犯対策のDX化に向けた市の考え方	市長
7	入江洋一 議員	取手駅西口再開発事 業について	1 住民説明会と公聴会 2 複合公共施設の検討状況と今後の予定 3 ハード整備と合わせたソフト事業の展開	市長

8	古谷貴子 議員	民生委員の活動について	<ul style="list-style-type: none"> 1 民生委員の活動 2 民生委員の高齢化への対策（人材確保） 3 市民への周知 	市長
		家庭ごみ排出量実態調査について	<ul style="list-style-type: none"> 1 家庭ごみ排出量実態調査の概要 2 実態調査の課題の把握 3 市民の声 4 事業の成果と評価 	市長
9	関川翔 議員	空き家対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1 空き家の現状と詳細 2 空き家等所有者への対応方法 3 改善を促す取組 4 苦慮している点 5 所有者不明の空き家等への対応 6 今後の取組 	市長
		ネーミングライツについて	<ul style="list-style-type: none"> 1 初公募の周知方法 2 今後の周知方法 3 最低入札額 （1）設定額の見直し等 4 施設看板設置費の現状 	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	根岸裕美子 議員	こども計画策定に向けて～親子が、取手に愛着を持って生き生きと暮らすために、子育て環境をより充実させるためには	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども計画策定に向けた事前調査結果 2 調査結果から、課題と捉えていることは 3 こども計画策定に向け、検討している組織体制や具体的な施策等は 	市長
		放課後子どもクラブ運営における、こどもまんなか対応の浸透について	<ol style="list-style-type: none"> 1 クラブは自分の意見や気持ちを安心して表現できる場所になっているか、まずは子どもの話を聞き切ることが必要 2 支援員の意識を変えてもらうための具体策 3 風通しの良いクラブ運営のために～保護者と支援員の対話の場作り、子どもクラブ開放日などの設定の提案 	教育長
		地域公共交通計画策定の進捗状況確認と、方向性と福祉の視点について	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域公共交通計画策定に向けた事前調査結果分析の進捗状況と今後のスケジュール 2 現在想定している課題認識は 3 他市の調査からの考察と提案～コミュニティバスの在り方、乗り合いタクシーの導入、タクシー補助券の活用 4 公共交通と福祉の移動支援の役割分担を見直す時期ではないか 	市長
11	佐藤隆治 議員	市役所本庁舎の現状について	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の配置 2 市民のためのスペース確保 3 職員の執務スペースの確保 4 庁舎建て替えの検討 5 庁舎建設基金の創設 	市長
12	小堤修 議員	人口減少対策の推進について	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少を乗り越える戦略 <ol style="list-style-type: none"> (1) 転入人口の増加 (2) 結婚数と出産数の増加 2 人口減少と共存する戦略 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政難の克服 (2) 行政サービスの低下防止 (3) 労働力不足の解消 (4) 地域コミュニティ機能の低下防止 3 人口減少を前提とした取手市及び各地域のあるべき将来像 	市長 教育長

13	加増充子 議 員	令和7年度予算編 成方針について	<p>1 令和7年度予算編成に当たって、市民の福祉の向上に寄与する予算編成か市の考えを伺う</p> <p>(1) ①快適で住みやすい都市の実現とは</p> <p>(2) ③未来をつくる世代を育むまちづくりとは</p> <p>2 いのちと暮らしを優先し、安心して住み続けられる取手市へ地域循環型社会の追求を</p> <p>(1) 医療・福祉の充実と子育て環境・生活基盤整備充実を</p> <p>(2) 持続可能な産業政策（農業・商業など）への転換を</p>	市 長
		公正・民主的な市政 への情報公開制度 について	<p>1 取手市情報公開条例の目的をどう捉え、どう運営しているか伺う</p> <p>2 情報公開の土台となる文書管理</p> <p>(1) 文書の定義とは</p> <p>(2) 文書処理の手続</p> <p>(3) 文書の取扱いの原則</p> <p>(4) 文書の処理基準</p> <p>3 広報とりで3月15日号で発表した図書館を核とする複合公共施設整備について、教育委員会等との協議内容の議事録がない。文書管理規則に反するものではないか</p>	市 長 教 育 長
		市観光行政と夏まつりについて	<p>1 市観光予算及び補助金</p> <p>2 観光協会の主催事業と補助事業</p> <p>(1) 主催事業ではとりで利根川大花火はじめ6事業、補助事業として3事業の具体的内容</p> <p>(2) 補助事業の夏まつりの交付団体と交付額</p> <p>3 夏まつりへの公職者の寄附行為</p>	市 長 選管委員長

14	遠山智恵子 議員	平和教育について	<ul style="list-style-type: none"> 1 日本被団協のノーベル平和賞受賞を機に、改めて市における平和教育の取組状況を伺う 2 我孫子市で取り組まれている「平和リレー」もまた意味深く、ぜひ参考にしてはどうか 3 こうした取組が市に対する愛着につながり、住み続けることに！所見を伺う 	市長 教育長
		国民健康保険について	<ul style="list-style-type: none"> 1 加入者に基金の還元で保険税額引下げを求める <ul style="list-style-type: none"> (1) 均等割額を減額した場合 (2) 所得割を7.50から6.50、6.00、5.50にそれぞれ減額した場合 試算した場合どうか、所見を伺う 2 既に後期高齢者医療保険に移っている後期高齢者に基金の還元を求める <ul style="list-style-type: none"> (1) 基金の一部を一般会計に繰り出し、後期高齢者に給付・支援をしてはどうか 	市長
		生ごみ再利用の取組について	<ul style="list-style-type: none"> 1 「生ごみは宝」「生資源」と言われるように、ごみの減量化につなげ、生ごみの再利用で自然に返し、「食と農」「安全な食料」に向けてより一層の取組を求めるが所見を伺う 2 学校給食での残食・処理状況を問う 3 生ごみの資源化はいろいろな方法がある。市としてより積極的姿勢を示し、市民への周知を求めるがどうか 	市長 教育長
		職員の労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国では何かと取り上げられているが、市での状況はどうか 2 関連した研修等はどのように行われているか 3 各部署ごとの再確認を行い、徹底を求めるが、所見を伺う 	市長
15	落合信太郎 議員	多文化共生社会について	<ul style="list-style-type: none"> 1 現状認識 2 実施施策 3 課題認識等 4 今後のビジョン 	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
16	岡口すみえ 議員	子育て支援について	1 子育て支援の現状と課題 2 子育て支援制度の充実 3 子育て支援体制	市長
		放課後子どもクラブ について	1 放課後子どもクラブの現状と課題 2 活動内容 3 今後の目標	教育長
		安全安心なまちづく りについて	1 過去に起こった内水氾濫 2 防災インフラの現状 3 今後の内水氾濫対策	市長
17	長塚美雪 議員	放課後子どもクラブ のICT化について	1 放課後子どもクラブICT化の現状 2 今後の方針	教育長
		シティプロモーション の強化について	1 魅力発信の取組と効果 2 新たなアプローチ	市長
		都市計画道路の整備 について	1 長期未着手路線の今後の見通し	市長
18	本田和成 議員	防災について	1 防災訓練 (1) 避難所開設訓練実施への進捗状況 (2) 広域避難訓練 (3) 庁舎防災訓練 (4) シェイクアウト訓練 2 待避所(避難所)の整備 3 市民の防災意識向上	市長
		救急時の選定療養費 徴収の周知について	1 市における救急状況 2 救急事業での懸念事項 3 選定療養費徴収の医師判断における基準 4 市民への周知	市長
		家賃補助制度の創設 について	1 公営住宅の意義や目的 2 家賃補助制度の創設	市長
19	杉山尊宣 議員	小中学校の駐車場整 備について	1 小中学校の整備状況の詳細 2 学校駐車場の必要性について市の認識 3 使わなくなったプールの利活用の考え 4 今後の児童生徒数見込み 5 今後の駐車場整備計画	教育長

20	細谷典男 議員	2015年に発生した「いじめ自死」といわれた事件について	1 事件を巡る訴訟に対する高裁判決について市長、副市長、教育長の所感を伺う 2 停職処分後、被処分者に対する対応 3 処分後の問題 (1) 市民等への説明 (2) 教育委員会HP (3) 遺族から人事の介入はあったか 4 事件後のいじめ防止対策 5 原告勝訴、県敗訴の確定判決を受けて (1) 県調査委員会報告書に対する評価 (2) 停職処分が撤回された教員の原状回復 (3) 他の処分者等の名誉回復など 6 SNS、風評による被害対策 (1) 今回の事件でのバッシング	市長 教育長
21	佐野太一 議員	市の情報化推進による市民サービスの向上及び行政経営の効率化について	1 多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続 (1) 子育て関係 (2) 介護関係 (3) 災害時の被災者支援関係 2 オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続 3 フロントヤード改革「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口	市長 教育長
		市内の交通事情の今後について	1 令和7年度の地域公共交通計画策定とまちづくり 2 交通DX	市長

議案付託表

令和6年第4回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第66号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第69号	取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
議案第70号	取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第73号	指定管理者の指定について
議案第74号	指定管理者の指定について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）
議案第76号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第68号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第71号	市道路線の認定について
議案第72号	市道路線の変更について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）

請 願 文 書 表

令和6年第4回定例会

受付 番号	受 付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
4	11/20	脳脊髄液減少(漏出)症医療 改善を求める意見書を国及び 茨城県に提出することを求め る請願書	茨城県筑西市藤ヶ谷 1213-1 脳脊髄液減少(漏出)症 our Wish 代表 篠原 克子 (杉山 尊宣) (本田 和成)	福祉厚生
5	11/21	情報公開・公文書管理の改善 を求める請願書	取手市新町4-19-5 取手駅前開発を考える会 比嘉 恒雄 ほか1人 (加増 充子)	総務文教

請願 第4号

受付 令和6年11月20日

脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を
国及び茨城県に提出することを求める請願書

紹介議員 杉山 尊宣 本田 和成

・請願趣旨

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われていています。更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があり、しかし、この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。その上、この病気の大変なところは完治が無く長期間において症状が続き、長期的ケアが必要なことです。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察を出来る医療施設が無いのが現状です。脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法も無ければ、難病指定もされていません。連日昼夜間問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。難治性の患者だけでなく患者家族も限界であり、早急に対応してください。以上の趣旨から、下記事項を請願します。

・請願事項

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保するように県に求める意見書を提出すること。
- 2 厚生労働省においては国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整える事、更に難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加する事を要望する旨の意見書を国へ提出すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和6年11月20日

請願者代表

住所 茨城県筑西市藤ヶ谷 1213-1

氏名 脳脊髄液減少（漏出）症 our Wish
代表 篠原 克子

取手市議会議長 殿

請願 第5号

受付 令和6年11月21日

情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

紹介議員 加増 充子

・請願趣旨

取手市情報公開条例は「市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにすると共に、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資する」ことを目的としています。すなわち、市が説明責任を果たすことが、市民の市政参画を進め開かれた市政の実現が進むというものです。また、情報公開条例は、情報の定義を「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」と定めています。一方、文書管理規則は、文書取り扱いの原則に、「事務の処理は原則として文書で行う」とし、「情報公開及び個人情報の観点から適切な管理及び保護の措置をしておかなければならない」としています。

公文書管理法は「公文書等は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的に定めており、取手市文書管理も当然それにふさわしい運営が行われるべきものです。しかし、この間の取手駅西口「A街区再開発事業」と図書館を核とする複合公共施設整備計画の「広報とりで」の発表、その後の議会での質問と答弁、市民説明会などでの市の説明は、「教育委員会など関係機関との十分な協議のうえで同意をえた」などとし、「協議を行った記録はあるのか」と聞かれれば、「記録はないが説明をした」と繰り返すばかりでした。

10月31日の「A街区再開発事業」の都市計画決定案についての公聴会では、公聴会記録の公開について「録音記録をもとに要約し、報告文書としてまとめ、その後録音データは消去する」というものでした。公聴会前の10月中旬の市民説明会でも、参加者から「録音データを消去せず公開するべきだ」との厳しい意見も出されていました。

市民共有の知的財産である行政文書は、主権者市民の知る権利にこたえ説明責任を果たされることを願い、下記の事項について求めます。

・請願事項

- 1 諸会議の会議録は要約記録だけでなく、データ記録をとり、文書の保存基準に従ってこれを保存すること
- 2 「事務の処理は文書によって行う」との原則通りに行い、文書は、情報開示の対象とすること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和6年11月21日

請願者代表

住所 取手市新町4-19-5

氏名 取手駅前開発を考える会

比嘉 恒雄 ほか1人

取手市議会議長 殿

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月2日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第4号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第5 承認第5号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

日程第6 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第71号 市道路線の認定について

議案第72号 市道路線の変更について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

日程第8 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）

議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

請願第5号 情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

日程第 10 委員会提出議案

第 2 号

又 は

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

議員提出議案

第 1 号

委員会提出議案

第 3 号

又 は

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議員提出議案

第 2 号

日程第 11 市政に関する一般質問

①染谷 和博 議員

②鈴木 三男 議員

③山野井 隆 議員

令和6年第4回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	11月29日	金			<div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">一般質問資料提出 前日17時</div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px; margin-top: 5px;">~13時 議員提出</div>
1	12月2日	月	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（染谷・鈴木・山野井議員）
2	12月3日	火	本会議	午前10時	一般質問（石井・久保田・ ・古谷・関川 議員）
3	12月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（根岸・佐藤・小 速 議員）
4	12月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（岡口・長塚・木 細 議員）
5	12月6日	金	本会議	午前10時	議案質疑・付託 <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">~13時 議員提出</div>
6	12月7日	土	休 会		
7	12月8日	日	休 会		
8	12月9日	月	委員会	午前10時	総務文教常任委員会 <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">~13時 議員提出</div>
9	12月10日	火	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会 <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">~13時 議員提出</div>
10	12月11日	水	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月12日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	12月13日	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	12月14日 ～ 12月24日		休 会		議事整理日
24	12月25日	水	本会議	午前10時	議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決・閉会

本会議〔一般会計〕
令和6年度
補正予算7号

本会議〔一般会計〕
令和6年度
補正予算8号

総務
議案外質疑・
補正予算8号〔所管分〕

福祉
議案外質疑・
補正予算8号〔所管分〕

建設
議案外質疑・
補正予算8号〔所管分〕

議会運営委員会協議事項

議会運営委員会でご協議いただきたい事項は、次の1から5までです。

※各協議事項の内容は、2ページ目以降の別紙「概要資料」ご参照ください。

- 1 「会議規則の一部改正」と「委員会条例の一部改正」について、12月定例会に、委員会提出議案又は議員提出議案として提出すること。 ※「概要資料」項目1～3参照
- 2 「取手市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(議会訓令)」と「取手市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(議会訓令)」を制定すること。 ※「概要資料」項目4・5参照
- 3 議会(議長)・委員会(委員長)・議会事務局から議員・委員への通知のオンライン化
⇒従前どおり、電子メールでの通知を認めること。 ※「概要資料」項目6(1)参照
- 4 議員・委員から議会(議長)・委員会(委員長)・議会事務局への通知のオンライン化
⇒これまで電子メールでの提出を認めていなかった「複数の者の連名によることを要する文書」と「当該議員の身分・就任・退任・選挙に関する文書」について、電子メールでの提出を認めること。 ※「概要資料」項目6(2)参照
- 5 市民等から議会(議長)・委員会(委員長)・議員・議会事務局への通知のオンライン化
※「概要資料」項目6(3)参照
 - (1)「請願者発言申出書」「公聴会意見陳述申出書」「公述人意見陳述書」「参考人意見陳述書」「調査請求書」について、電子メールでの提出を認めること。
 - (2)「請願書」と「請願撤回申出書」について、「電子メールでの提出」と「マイナポータルぴったりサービス」の、どちらの方法で提出を認めるか。

(概要資料) 標準市議会会議規則・委員会条例改正に伴う会議規則等の整備

1 条例等の整備 (概要)

地方議会の活性化を図るため、地方自治法の一部が改正され、地方議会における手続（**これまで書面により行うこととされていた通知・届出等**）について、オンライン化を可能とする規定が新設されました。（令和6年4月1日施行）

これを受け、全国市議会議長会において、次の3つが示されました。

- ① 標準市議会会議規則の改正
- ② 標準市議会委員会条例の改正
- ③ ①と②で新設されたオンライン化に係る規定の細目を定める施行規程(例) 2本

これらを踏まえ、取手市議会においても、関係者の利便性の向上・議会運営の合理化を図るため、議会関係手続をデジタル化するために、次の4本の条例等を整備することをご提案するものです。

- ① 取手市議会会議規則の一部改正
- ② 取手市議会委員会条例の一部改正
- ③ 取手市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ④ 取手市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

2 取手市議会会議規則の一部改正 (概要)

主な内容としては、次のとおりです。

- (1) 地方自治法の改正によりオンライン化が可能となった手続で、会議規則により具体的な手続が規定されているものについて、オンライン化を可能とします。
(例) 議員(委員会)提出議案の提出、請願書の提出など
- (2) (1)を除くもので、会議規則の規定により書面等によることが求められている手続について、オンライン化を可能とします。
(例) 欠席届、修正動議の提出、発言通告書の提出など
- (3) オンライン委員会等に関する規定を標準市議会会議規則の文言を踏まえたものにします。
- (4) オンライン化とは関係ない事項についても、標準市議会会議規則の改正案に沿った改正を行います。
(例) 速記法以外の方法による会議録作成も規定することが現状に合致するため、「その他議長が適当と認める方法」を追加することなど

3 取手市議会委員会条例の一部改正（概要）

全国市議会議長会から示された標準市議会委員会条例の改正案に沿って作成しています。主な内容としては、次のとおりです。

(1) 委員会条例の規定により書面等によることが求められている手続について、オンライン化を可能とします。

(例) 公聴会で意見を述べようとする者の申出、公述人の意見提示、参考人の意見提示など

(2) オンライン委員会に関する規定を標準市議会委員会条例の文言を踏まえたものにします。

4 取手市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（概要）

全国市議会議長会から示された規程例に沿って作成しています。

会議規則に新設された条文（第167条の2、第167条の3）の細目を定めるものです。

5 取手市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（概要）

全国市議会議長会から示された規程例に沿って作成しています。

委員会条例に新設された、電子情報処理組織を使用する方法の細目を定めるものです。

6 4と5の各規程で議長が定めるとしている「オンライン化の具体的な方法」について

オンライン化の方法については、法、省令、会議規則、条例、規程では、議会側と通知の相手側を結ぶネットワークを使うことしか規定されていません。

そのため、オンライン化の具体的な方法（使うツールによって本人確認のレベルが異なることを踏まえ、各手続にどのツールを使うか。）については、各議会で決定することになります。

オンライン化の具体的なツールとしては、電子メール、グループウェア・クラウドサービスの利用、執行機関側の電子申請システムの利用、マイナポータル（ぴったりサービス）の利用といったものが全国市議会議長会から示されています。

以下、通知の送り手と受け手によって分けて整理しています。

(1) 議会（議長）・委員会（委員長）・議会事務局から、議員・委員への通知

(例) 本会議招集通知、会議時間の変更通知、出席催告など

取手市議会の現状としては、令和2年8月にタブレット端末とサイドブックス（電子書棚）を導入した際に、議会タブレット端末運用規程を定め、当該規程に基づいて、議員や委員に通知する際には、サイドブックスに通知データを登載した上で、そこへのリンクを記載した電子メールを、各議員が事前登録しているメールアドレスに送信することで文書での通知に代えております。

また、令和4年に「取手市議会署名・押印・公印省略見直し基準」を議会運営委員会で決定しております。その中で、当該議員に法的な義務を課したり、権限行使を求める文書

(当選の告知、辞職許可通知、議員資格決定書の交付、投票の効力に関する決定書の交付など)については、押印は省略しないとしており、当該通知については、文書で通知する運用を継続することをご提案します。

上記のものについては、既にオンライン化と文書通知の整理が既にされていることを踏まえ、議員や委員への通知全般については、従前どおりの運用とすることをご提案します。

(2) 議員・委員から、議会(議長)・委員会(委員長)・議会事務局への通知

(例) 欠席届、議員提出議案の提出、修正動議の提出、辞表の提出など

「取手市議会署名・押印・公印省略見直し基準」の中で、基本的に、記名のみで電子メール(事務局に登録しているメールアドレスからに限る。)での提出も認めることにしておりますが、次の①～③の場合には、署名を求める(障がい等により署名が困難な場合には記名押印も認める)こととしており、電子メールでの提出を認めておりませんでした。

- ①法令、条例等により署名を求められている文書(本会議会議録、委員会記録)
- ②複数の者の連名によることを要する文書(議員提出議案、委員会提出議案、修正の動議、事件・動議撤回請求書、事件訂正請求書、懲罰動議書)
- ③当該議員の身分・就任・退任・選挙に関する文書(正副議長や議員の辞職願、正副委員長や委員の辞任願)

地方自治法が改正されたため、①については電子署名での対応が可能、②③は電子メールでの提出が可能になります。

①については、電子署名を用いた会議録・委員会記録の電子作成は、機器購入等の費用が伴うものと考えられますので、費用対効果を整理した上で、今後ご提案します。

②については、**所定の賛成者がいないと成立しないもの**になります。そのため、今後も署名を基本としていきます。ただし、署名をしている時間的猶予がない場合があります。その場合には、メールで文案をやり取りした上で、文案に記名の上、その内容を「提出する」・「賛同する」旨をメールに記載していただいた場合には受け付ける運用をご提案いたします。

③については、身分に関係するもので、より慎重な対応が必要なものになります。そのため、今後も署名を基本としていきます。ただし、署名をしている時間的猶予がない場合には、メールで文案をやり取りした上で、文案に記名の上、その内容を「提出する」旨をメールに記載していただいた場合には受け付ける運用をご提案いたします。

(3) 市民等から議会(議長)・委員会(委員長)・議員・議会事務局への通知

条例等を根拠とする手続としては、次の表の手続が想定され、各手続ごとの本人確認の方法を次のとおりとすることをご提案します。 **請願書については、案1と案2のどちらを採用するかをご協議願います。**

手続の内容	本人確認の方法
請願者発言申出書 ※議会基本条例 5 条	電子メールでの提出を認めます。(請願提出時に聞き取っている電話番号に電話し、念のため確認します。)
請願書(紹介議員が必要) ※地方自治法 124 条、会議規則 139 条	【案1】 オンラインで提出したい場合には、請願提出者が紹介議員に請願データを渡した上で、紹介議員から議会に電子メール(登録されているアドレスから)で提出します。 【案2】 オンラインで提出したい場合には、請願提出者が紹介議員も明示した請願をマイナポータル(ぴったりサービス)を使って議会に提出し、後日、議会から紹介議員に紹介の意思確認を行います。(対面の場合には署名、そうでない場合には登録されているアドレスから紹介議員になる旨を記載したメールの送付)
請願撤回申出書 ※会議規則 139 条 5 項	上記の請願書と同様の本人確認の方法で行います。 ※撤回には、必ずしも紹介議員の承認は不要です(道義上はあったほうがよい)が、オンラインで提出したい場合には、慎重に対応するため、紹介議員にも確認していただきます。
陳情書 ※会議規則 145 条	従前のお通り、対面又は FAX での提出のみとします。
公聴会意見陳述申出書 ※委員会条例 24 条 2 項	電子メールでの提出を認めます。(事前に電話番号を聞き取っていただければ、当該電話番号に電話し、念のため確認します。)
公述人意見陳述書 ※委員会条例 28 条	電子メールでの提出を認めます。(公述人決定時に聞き取っている電話番号に電話し、念のため確認します。)
参考人意見陳述書 ※委員会条例 30 条(28 条を準用)	電子メールでの提出を認めます。(参考人出席依頼時に聞き取っている電話番号に電話し、念のため確認します。)
政務活動費収支報告書 ※取手市議会政務活動費の交付に関する条例 6 条	政務活動費の収支報告書について、取手市議会は条例で領収書の原本の添付を求めているため、オンラインで提出することができません。(原本をデータ化した時点で、写しになると考えられるため)

提案理由

標準市議会会議規則の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会会議規則を参酌しながら当市議会においても規定を整備するため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章から第6章まで（略） 第7章 協議又は調整を行うための場(第166条・ <u>第166条の2</u>) 第8章（略） 第9章 補則(<u>第167条の2</u> ～第168条) 付則 (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときも、また同様とする。</u> (議席) 第4条（略） 2（略） 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>諮って</u> 議席を変更することができる。 4（略） (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了し	目次 第1章から第6章まで（略） 第7章 協議又は調整を行うための場(第166条) 第8章（略） 第9章 補則(第168条) 付則 (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときもまた同様とする。</u> (議席) 第4条（略） 2（略） 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 議席を変更することができる。 4（略） (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了し

たときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付して、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付して、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のもの

したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行なう。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のもの

については、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

については、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 39 条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第 1 項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第 40 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明を

(一括議題)

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 39 条 委員会が審査または、調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第 1 項の報告は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第 40 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさ

させる。

(討論及び表決)

第 42 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第 44 条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 45 条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 46 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第 50 条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 (略)

(議長の発言及び討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

せる。

(討論及び表決)

第 42 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第 44 条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 45 条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 46 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第 50 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 (略)

(議長の発言及び討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第 57 条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員の 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 60 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第 63 条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 (略)

(オンラインによる方法を活用した質問)

第 63 条の 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互

第 55 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第 57 条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員の 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 60 条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第 63 条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 (略)

(オンライン会議システムを活用した質問)

第 63 条の 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互

に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して、第 62 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による質問をすることができる。

- 2 議員は、前項の規定によりオンラインによる方法を活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。
- 3 議員がオンラインによる方法を活用して質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。
- 4 オンラインによる方法を活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 60 条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(選挙規定の準用)

第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)第 1 項から第 3 項まで、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合

に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第 62 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による質問をすることができる。

- 2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。
- 3 議員がオンライン会議システムを活用して質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。
- 4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 60 条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(選挙規定の準用)

第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合

には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)から(15)まで (略)

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の公開及び配布)

第86条 会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布する。

2 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)から(15)まで (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる場合は、可能な限り詳細に全ての議事を記載しなければならない。

(会議録の公開及び配布)

第86条 会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

2 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含む。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置を取る議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(オンライン会議システムを活用した会議)

第94条の2 取手市議会委員会条例(昭和45年条例第32号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項及び第119条第2項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオン

規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第 119 条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 122 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(答弁書の配布)

第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票又は電子投票システムによる投票で行う。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開か

ライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(発言時間の制限)

第 119 条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 122 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(答弁書の朗読)

第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員に朗読させる。

(互選の方法)

第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票又は電子投票システムによる投票で行う。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子投票システムによる投票で行わな

れている場合にあつては、電子投票システムによる投票で行わなければならない。

2 から 6 まで (略)

7 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第 1 項の互選(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会において行う互選を除く。)につき、指名推選の方法を用いることができる。

8 (略)

(選挙規定の準用)

第 127 条 (略)

2 前項の場合において、電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 33 条中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「電子投票システムから出力した投票結果を」と読み替え、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会において電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 26 条中「加わることができない」とあるのは「加わることができない。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員にあつては、この限りでない」と、第 32 条中「直ちに議場において」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(不在委員)

第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の

なければならない。

2 から 6 まで (略)

7 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第 1 項の互選(オンライン会議システムを活用した会議において行う互選を除く。)につき、指名推選の方法を用いることができる。

8 (略)

(選挙規定の準用)

第 127 条 (略)

2 前項の場合において、電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 33 条中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「電子投票システムから出力した投票結果を」と読み替え、オンライン会議システムを活用した会議において電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 26 条中「加わることができない」とあるのは「加わることができない。ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない」と、第 32 条中「直ちに議場において」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(不在委員)

第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議

規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、(挙手)をさせ、起立者又は挙手者(同項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会)にあつては、(挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者又は挙手者(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会)にあつては、(挙手者)の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。ただし、同項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 135 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)第 1 項から第 3 項まで及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条(投票の終了)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条

にあつては、(挙手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議)にあつては、(挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議)にあつては、(挙手者)の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 135 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条(投票の終了)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関

(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第32条第1項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 及び4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属

(係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第32条第1項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 及び4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要あると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属

する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第143条 (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第146条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第143条 (略)

2 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第146条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書の決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第 157 条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第 160 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 113 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒

(携帯品)

第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第 157 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで、会議にはかって定める。

(懲罰動議の提出)

第 160 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 113 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒

告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 163 条 出席停止は、10 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第 7 章 協議又は調整を行うための場
第 166 条 (略)

(協議等の場の開会方法の特例)

第 166 条の 2 議長は、次に掲げる場合には、オンラインによる方法で前条の協議等の場を開会することができる。

(1) 災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により前条の協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認める場合

(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により前条の協議等の場を開会する場所への参集が困難な議員から、オンラインによる方法で同条の協議等の場を開会することを求められた場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認める場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、取手市議会委員会条例(昭和 45 年条例第 32 号)の例による。

第 9 章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条

告文又は陳謝文によって行なうものとする。

(出席停止の期間)

第 163 条 出席停止は 10 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第 7 章 協議又は調整を行うための場
第 166 条 (略)

第 9 章 補則

において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨を、議長が定める方式により表示する場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条((日程の作成及び配布)), 第66条((答弁書の配布)), 第86条((会議録の公開及び配布)), 第125条((答弁書の配布)), 第140条((請願文書表の作成及び配布))第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第1項(第74条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

標準市議会委員会条例の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会委員会条例を参酌しながら当市議会においても規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条((<u>常任委員の任期</u>))第2項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、<u>委員長の互選を行わせる</u>。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。</p> <p>(<u>委員会の開会方法の特例</u>)</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(<u>常任委員の任期</u>)第2項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、<u>委員長の互選を行なわせる</u>。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。</p> <p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p> <p>(<u>会議の特例</u>)</p>

第 15 条の 2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開会することができる。ただし、第 20 条((秘密会))第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員から、オンラインによる方法での委員会の開会の求めがある場合

(3) (略)

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条((委員長及び委員の除斥))の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

第 15 条の 2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。

(1) (略)

(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員から、オンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合

(3) (略)

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(定足数)

第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第 1 項及び第 31 条第 1 項の出席委員とする。

(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第 21 条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第 22 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、取手市議会会議規則(昭和 45 年議会規則第 2 号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 及び 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第 23 条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第 25 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあ

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第 21 条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第 22 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 及び 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第 23 条 (略)

2 議長は前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 (略)

(公述人の決定)

第 25 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申

あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第 26 条 (略)

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 29 条 (略)

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

(準用)

第 30 条 第 26 条から第 28 条までの規定は、前条に規定する参考人、取手市議会基本条例(平成 23 年条例第 23 号。以下「議会基本条例」という。)第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等及び同条第 4 項に規定する傍聴人について準用する。

- 2 前条第 3 項の規定は、議会基本条例第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等について準用する。

(記録)

し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 26 条 (略)

- 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 29 条 (略)

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

(準用)

第 30 条 第 26 条から第 28 条までの規定は、前条に規定する参考人、取手市議会基本条例(平成 23 年条例第 23 号)第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等及び同条第 4 項に規定する傍聴人について準用する。

(記録)

第 31 条 (略)

- 2 前項の記録は、議長が保管するとともに、取手市ホームページで公開する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第 31 条 (略)

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。
- 3 前 2 項の記録は、議長が保管するとともに、取手市ホームページで公開する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

取手市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号。以下「会議規則」という。）に規定する通知，作成，保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で使用する用語は，会議規則において使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い，又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い，又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第167条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって，次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第167条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は，議会等の使用に係る電子計算機と，議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信

できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議規則第167条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第167条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第167条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第167条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第167条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第167条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信

できる機能を備えたものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第167条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第167条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第167条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第167条の2及び第167の3の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めがある場合を除くほか、会議規則第167条の2及び第167の3の規定並びにこの訓令の規定の例による。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における必要な事項は、議長が定める。

付 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

取手市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号。以下「委員会条例」という。）に規定する通知，作成及び保管を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で使用する用語は，委員会条例において使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い，又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い，又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 委員会又は委員長（以下「委員会等」という。）に対して通知を行う者又は委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（委員会等の使用に係る電子計算機において識別できるものに限る。）であって，次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(通知に係る電子情報処理組織)

第3条 委員会条例第24条第2項に規定する委員長が定める電子情報処理組織は，委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と，委員会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線

で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会等に対する通知)

第4条 委員会条例第24条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会等に対して通知を行う者は、委員長の定めるところにより、委員長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(会議規則第167条の2第1項に規定する文書等をいう。以下同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(電磁的記録による記録の作成)

第5条 委員長は、委員会条例第31条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 委員会条例第31条第3項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第7条 委員会条例に規定する通知(委員会条例第24条第1項の規定による申出を除く。)、作成(委員会条例第31条第1項の規定による申出を除く。)及び保管を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めがある場合を除くほか、会議規則第167条の2及び第167の3の規定の例による。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保管を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

令和7年第1回取手市議会定例会 会期日程(案)

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	2月7日	金		午前9時	三役調整会議
				三役調整会議後	議運招集通知・一般質問通告文書発送
	2月14日	金		午前10時	議員全員協議会
	2月17日	月		午前9時	一般質問通告受付開始
	2月19日	水		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	2月20日	木			定例会告示、議案送付
	2月21日	金		午前9時	議会運営委員会
				午前10時30分	提出予定議案オンライン説明
1	2月27日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3枠）
2	2月28日	金	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
3	3月1日	土	休会		
4	3月2日	日	休会		
5	3月3日	月	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
6	3月4日	火	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
7	3月5日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	3月6日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	3月7日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	3月8日	土	休会		
11	3月9日	日	休会		
12	3月10日	月	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
13	3月11日	火	休会		議事整理日（中学校卒業式）
14	3月12日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
15	3月13日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	3月14日	金	休会		議事整理日（小学校卒業式 予定）
17	3月15日	土	休会		
18	3月16日	日	休会		
19	3月17日	月	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査特別委員会
20	3月18日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月19日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会